



質問1

医院を開業したのですが、土地、建物、機器などには減価償却できるものとできないものがあるそうですが、なぜですか。

回答 減価償却は価値の減少する資産に限られます。

医院を開業した場合に、診療所のための土地、建物、医療機器などの多くの固定資産が必要となりますが、これらの資産のうちには、時の経過によって価値の減少しないものがあります。例えば、代表的な例が土地です。

ところが、診療所等の建物や医療機器は、時の経過や使用によって価値が減少しますから、その年については、その使用期間に応じて必要経費に算入しなければならないことになります。

したがって、減価償却できる資産であるかどうかの一つのポイントは、その資産が、時の経過や使用によって価値の減少する資産であるかどうかによることになります。

具体的には、上記の要件に該当する次のような資産です。

- (1) 建物及びその附属設備（暖冷房設備、照明設備、通風設備、昇降機その他建物に附属する設備）
- (2) 構築物（ドック、橋、岸壁、栈橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備又は工作物）
- (3) 機械及び装置
- (4) 船舶
- (5) 航空機
- (6) 車両及び運搬具
- (7) 工具、器具及び備品（観賞用、興行用その他にこれらに準ずる用に供する生物を含む。）
- (8) 無形固定資産及び生物

質問2

個人で業務用の固定資産を買った場合は、すべて減価償却を通じて必要経費にすることになりますか。

回答 10万円未満の資産であればその年の必要経費になります。

- (1) 少額な減価償却資産

減価償却を通じて必要経費（減価償却費）に計上する資産（減価償却資産）は、使用可能期間が1年以上であるか、又は取得価額（買入価額等）が10万円以上である場合に、減価償却を通じて各年の必要経費に算入することとされています。

したがって、使用可能期間が1年未満の固定資産は、減価償却を通ずることなしに全額をその取得した資産を使用した時の年分の所得を計算する上で必要経費に算入することになります。

- (2) 一括償却資産

業務の用に供した減価償却資産で取得価額が20万円未満であるものについては、一括償却資産として取得価額の合計額の3分の1の額を業務の用に供した年以後3年間の必要経費に算入することができます。

- (3) 中小事業者の少額減価償却資産

一定の中小事業者（常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人）に該当する青色申告者が、平成18年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得価額が10万円以上30万円未満の減価償却資産の取得等をして、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務の用に供した場合には、その業務の用に供した年にその取得価額の全額を必要経費に算入することができます。